

2026年 本部港（本部地区）クルーズ船予約申請要綱

本要綱は、本部港（以下「本港」という。）におけるクルーズ船の入出港に係る安全対策等の内容を整理したものであり、船社及び船舶代理店等（以下、「申請者」という。）が本要綱を遵守することを前提に2026年1月1日～12月31日の岸壁予約申請を行うこととする。

また、本要綱は、主たる事項について記載しており、本要綱に基づき、岸壁予約申請がされた場合においても、関係者との調整を踏まえ、安全性の確認が出来ない等の場合は、岸壁の予約を受け付けないことがあるので留意すること。

なお、本要綱は試行であり、2027年以降の申請については、本要綱の内容を変更する可能性がある。

1 2026年予約の受入条件

(1) 受入岸壁

本部港（本部地区）の受入れ岸壁は、-10.5m岸壁とし、寄港可能クルーズ船は22万総トン級以下の船である。

(2) 受入時間

- ① 7:00～17:00以外に入出港する場合、その対応について本部港管理事務所と調整すること。
- ② 隣接する-7.5m岸壁を使用する定期船と操船水域が競合しないよう、定期船の着離岸時刻との間隔は60分以上とする。

(3) 入出港に関する安全対策

本部港における入出港に関する安全対策として、以下のとおり定めていることから、入出港にあたっては、その内容を確認し、航行の安全対策を図ること。

- ① 本部港（本部地区）大型クルーズ船入出港要領（令和3年6月）（以下、「入出港要領」という。）
- ② 本部港（本部地区）港湾区域の利用に関する行政指導指針（令和6年4月1日制定）（以下、「行政指導指針」という。）

【入出港要領の概要】

客船クラス	平均風速	波高	視程	喫水	接岸速度
22万総トン級以下	10m/sec以下 (曳船配備は条件としない)	1.5m以下	2,000m以上	余裕水深 10%以上確保	9.7cm/sec以下

- ① 平均風速は、隣接する-7.5m岸壁を使用する定期旅客船等との関係で定めているので、注意すること。

- ② 水先人を要請すること。
- ③ 前路警戒船を1隻配備し、前路の警戒及び他船との通信連絡等、本船を補助すること。
- ④ 漁礁区域、防波堤や浅所への接近に注意すること。
- ⑤ 他船舶との競合を避けるため、前広に情報周知、調整を行うこと。定期船との船間距離は70m以上確保すること。
- ⑥ 瀬底島東側海域の停泊船に対し、水域確保について調整を行うこと。
- ⑦ 着離岸操船における推進装置（スラスト等）の放出流、流入流が海洋レジャー客に及ぼす影響を考慮して、安全な操船に支障のない範囲でできる限り出力を抑えて使用すること。
- ⑨ 入出港時における推進装置（スラスト等）の使用に伴う影響で、水域利用者の安全を確保するために必要があると認めるときは、水域利用者に対し、本部港行政指導指針に基づき、退避するよう指導するものとする。
- ⑩ 別途、入出港時における南側海域（通称ゴリラチョップ周辺海域）の海浜利用者に対する周知・安全対策を求める場合がある。その際は、後日、県港湾管理者から予約確定者へ連絡するので、協議に応じること。

（4）以下の点に留意して予約申請すること。

- ① 船社（又は船舶代理店）は、他の岸壁及び荷さばき施設利用者への情報提供及び調整を行う必要があることから、予約割当後、入港予定日の2ヶ月前までには、本部港管理事務所と調整すること。
- ② 本港は検疫法に基づく検疫、家畜伝染病予防法に基づく動物検疫、植物防疫法に基づく植物防疫の非対象港である。
- ③ ターミナルビルはない。
- ④ 本港では、配車可能なタクシー台数が限られているため、個人旅行者（FIT）が多いと見込まれるクルーズ船においては、ふ頭内での乗客及びクルーの滞留を避け、安全性を確保するため、船社において、シャトルバスの手配及び運用し、乗客を速やかに近隣施設等へ案内することを求める場合がある。
- ⑤ 本港での給水は不可とする。
- ⑥ 寄港時における感染症対策については、クルーズ船運航事業者による自主的なマニュアル又はガイドラインに基づき適切に実施すること。
- ⑦ 港湾施設が災害等で被災して使用できない場合や沖縄県港湾管理条例第13条第2項に該当するときなどは、岸壁予約や港湾施設使用許可を取消す場合がある。その際は、県港湾管理者や本部港管理事務所から予約確定者へ連絡するので、協議に応じること。

※沖縄県港湾管理条例（使用許可の取消し等）第13条第2項

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- （1）港湾施設の工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- （2）港湾施設の保全上著しい支障が生じたとき。
- （3）前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

⑧ 別途受入条件を設ける場合がある。その際は、後日、予約確定者へ連絡するので、協議に応じること。

(5) 本予約終了後における2026年予約受付再開は、2025年5月を予定している。

2 2026年予約の対象船舶及び申請条件

本予約は、平良港、石垣港、中城湾港もしくは本部港（以下、「対象4港」という。）へ寄港する下記クルーズを対象とし、一連の行程を踏まえつつ、予約を受け付けるものである。

なお、予約申請が重複する場合は、本要綱5及び【別添】本部港入出港要領に基づき予約を確定するため、本港の岸壁の空き状況に関わらず予約を受け付けない場合があるので留意すること。

(1) 沖縄発着クルーズ

那覇港および対象4港（以下、「県内港湾」という。）を乗船港、下船港とするクルーズが、本港を行程に含む場合はその予約を申請することができる。

なお、那覇港発着で本港を行程に含む場合には、那覇港管理組合が4月3日に提示した那覇港の先行割当の結果を反映したものの提出を求める。

(2) 長期周遊・ワールドクルーズ

世界一周または太平洋一周など、一定のエリアを長期的に周遊するクルーズ（行程が50日以上で、15か国以上の寄港地または20か所以上の寄港地をめぐるクルーズを条件とする）が、本港へ寄港する場合、その予約を申請することができる。

3 2026年予約に関するスケジュール

2026年の予約に関しては、申請者がより多くの予約を確定できるよう、一次申請・結果回答を行った後、発着クルーズに限り、一次結果後の空き枠内での二次申請期間（該当がある場合）及び三次申請期間（該当がある場合）を設けるので、申請者は以下のスケジュールに沿って、申請を行うこと。

・一次申請受付期間

2024年4月8日（月）～2024年4月25日（木）17時締切

・各港湾管理者から各申請者への一次結果の回答

2024年5月15日（水）17時まで

・各申請者からの二次申請期間（発着クルーズに限る（該当がある場合のみ））

2024年5月20日（月）～2024年5月31日（金）17時締切

・各港湾管理者から各申請者への二次結果の回答

2024年6月5日（水）17時まで

・各申請者からの三次申請期間（発着クルーズに限る（該当がある場合のみ））

2024年6月10日（月）～2024年6月21日（金）17時締切

・各港湾管理者から各申請者への三次結果の回答

2024年6月26日（水）17時まで

4 2026 年予約の申請書類等

- (1) 予約申請書様式は、対象 4 港いずれの港湾でも同様のエクセル様式とし、電子メールで以下の提出先に申請書様式を添付して申請すること。
- (2) 二次申請及び三次申請についても、電子メールで以下の提出先に申請様式を添付して申請すること。申請様式については、各管理者から、一次結果及び二次結果の回答時に送付されるものを用いることとする。

- (3) 提出先 **(以下のすべてのアドレスにお送りください)**

宛先：xx060020@pref.okinawa.lg.jp; hanashma@pref.okinawa.lg.jp;
sueyoshj@pref.okinawa.lg.jp; aa062006@pref.okinawa.lg.jp;
azamatk@pref.okinawa.lg.jp; cruiseyoyaku@city.ishigaki.okinawa.jp;
t-kohama@city.ishigaki.okinawa.jp; kouwan@city.miyakojima.lg.jp;
1514.chouji@city.miyakojima.lg.jp

※上記の宛先に表示された担当者等のアドレス以外には申請しないこと。申請があっても受理できないので注意すること。

- (4) 注意

メールの件名は「26〇〇〇〇（那覇港、平良港、石垣港、中城湾港もしくは本部港に寄港する日程のなかで最初の日、半角数字で記入）_〇〇（クルーズ船名）_〇〇（予約種別、ワールドもしくは発着）_〇〇（那覇港、平良港、石垣港、中城湾港もしくは本部港のうち、寄港する乗船港、下船港もしくは一時寄港地すべて）_〇〇（初めての申請（新規）かこれまでの申請の変更（変更）か）予約申請」とすること。様式のファイル名も、メールの件名と同一とすること。

5 2026 年予約の岸壁予約の受理と確定について

- (1) 予約を受理したことを明らかにするため、申請書様式をメールで確認次第、予約の受理連絡（一次・二次・三次）を各港湾管理者より行う。すなわち、対象 4 港のうちの複数の港湾で予約を申請した場合、複数の港湾管理者から受理連絡をすることとなる。
- (2) 一次申請の予約の確定にあたり、重複する時間帯に複数のクルーズ船の申請があった場合、**別紙**の考え方に基づき優先するクルーズを判断し、上位順位の行程の予約確定を行う。対象 4 港において重複があった場合、下位順位については、優先順位に応じて、重複が発生しないよう、部分的に予約を確定する。
- (3) 予約結果の連絡（一次・二次・三次）は、予約申請のあった各港湾の港湾管理者より行う。すなわち、対象 4 港のうちの複数の港湾で予約を申請した場合、複数の港湾管理者から結果の連絡をすることとなる。

- (4) 一次結果にて行程全体の予約が確定しなかった申請者は、**発着クルーズに限り**、一次結果で確定していない行程部分のみ、希望の代替行程を二次申請できる。なお、期日までに申請のなかった予約については(7)に基づき予約の確定・自動キャンセルを行うこととするので注意すること。
- (5) 二次結果にて行程全体の予約が確定しなかった申請者は、**発着クルーズに限り**、二次結果で確定していない行程部分のみ、希望の代替行程を三次申請できる。なお、期日までに申請のなかった予約については(7)に基づき予約の確定・自動キャンセルを行うこととするので注意すること。
- (6) 二次申請(三次申請)の予約の確定にあたり、重複する時間帯に複数のクルーズ船の申請があった場合、**一次申請時(4月25日時点)の優先順位に基づき予約確定**を行う。
- (7) 二次申請(三次申請)においても行程全体の予約が確定しなかった場合、もしくは二次申請(三次申請)を行わなかった場合については、申請する行程の一部において、県内港湾の乗船港(①)と県内港湾の下船港(②)、および①と②の区間に一時寄港する県内港湾(③)の予約がすべて確定できる場合のみ、当該区間(複数可)を二次結果(三次結果)として確定する。①～③のうち、予約が1つでも確定できない区間については、**一次結果(二次結果)で一部確定している予約を含め**、本港の予約を自動的にキャンセルとする。
- (8) 上位申請者の予約のキャンセルにて、二次申請済み(三次申請済み)の下位申請者の一次申請(二次申請)の予約が確定できる場合等、その他個別の事情がある場合には、各港湾管理者から各申請者へ別途協議することがある。

6 2026年予約の申請にあたっての留意事項

- (1) 同一船舶による、同岸壁に同日同時帯、2隻以上の重複した予約希望申請がないように精査のうえ申請すること。重複がある場合は失格とする。
- (2) 那覇港を行程に含む場合、申請書様式にて記載する際に、先行して申請されている那覇港の予約(4月25日時点)との整合を図ること。既存の那覇港の予約と整合が取れていない場合には失格とする。
- (3) 2026年の予約について、行程ごとに申請を受け付けることとする。そのため、沖縄発着クルーズの行程は、沖縄発着クルーズを連続して行うすべての行程を1行程として申請すること。
- (4) 二次結果以後(三次結果以後)に、予約をキャンセルした場合、その予約をキャンセルする理由について港湾管理者より確認し、そのキャンセルを今後の予約受付において考慮する場合がある。
- (5) 那覇港及び対象4港以外の県内小規模離島への寄港(地方港湾・漁港への停泊、港湾区域外の沖泊、砂浜への上陸を含む)については、歴史・文化・自然、地域住民を含む地域環境への配慮に関し、地元関係者等との観光コンテンツ等の事前調整が必要である。2
 - (1) 又は(2)の申請条件であるクルーズの一連の行程に、県内小規模離島への寄港を

含む場合は、下記①及び②について確認し、申請様式に記載する。内容の確認が取れた場合に、行程に含まれる対象 4 港の予約を別紙の考え方にに基づき確定する。

＜要対応事項＞

①寄港する各離島の調整先（役場担当者、観光協会担当者等の担当者名・連絡先）について申請様式に記載する。

②船社が利用する船舶代理店の担当者名・連絡先（申請様式の提出者と異なる場合）、及び旅行代理店の担当者名・連絡先について申請様式に記載する。

※予約が確定されるのは対象 4 港のみであるため、注意すること。

※「沖縄離島へのクルーズ船寄港における上陸等事前ガイドライン」に基づく関係者との事前調整を行うこと。寄港先により事前調整に時間を要すること等が想定されるため、寄港までのスケジュールに余裕を持って事前調整を行うこと。

7 質問等の問い合わせ先

（1）予約受入条件に関する問合せ（上記 1 について）

沖縄県土木建築部港湾課

TEL 098-866-2395 FAX 098-866-2468

担当：本部港クルーズ船予約担当

（2）受付時間

平日 10:00～16:00（12:00～13:00 を除く）

【別紙】

重複する時間帯に複数のクルーズ船の申請があった場合の考え方

予約確定を実施するに当たり、重複する日・時間帯に複数のクルーズ船の予約申請があった場合は、以下の考え方により、予約の確定を行う。

- 1 沖縄発着クルーズと長期周遊・ワールドクルーズの申請が重複した場合
沖縄発着クルーズの申請を優先する。

- 2 沖縄発着クルーズ同士の申請が重複した場合
 - 2-1.申請の内容を以下のとおり、ポイントを合計し、得点の高い申請を優先する。但し、一定期間に複数回連続して行う沖縄発着クルーズについては、この全期間を一連の行程とみなしてポイントを合計し得点とする。
(ポイントとの考え方)
 - ・申請内容のうちポイントの対象港は那覇港、平良港、石垣港、中城湾港、本部港。
 - ・対象港が乗船港又は下船港の場合は 2pt
 - ・対象港が一時寄港地の場合は 1pt
 - 2-2.上記 2-1.のポイントが同数の場合は、対象港の寄港数（平良港、石垣港、中城湾港、本部港）の多い申請を優先する。
 - 2-3.上記 2-2.の寄港数が同数の場合は、対象港のオーバーナイト回数が多い申請を優先する。
 - 2-4.上記 2-3.のオーバーナイト回数が同数の場合は、申請が早い順を優先する。なお、申請が早い順とは、「4 2024 年予約申請書類等」の提出先である各港湾管理者あてのメールの受信日時で早い順とする。

- 3 長期周遊・ワールドクルーズ同士の申請が重複した場合
 - 3-1.対象港（平良港、石垣港、中城湾港、本部港）の寄港数が多い申請を優先する。
 - 3-2.上記 3-1.の寄港数が同数の場合は対象港のオーバーナイト回数が多い申請を優先する。
 - 3-3.上記 3-2. のオーバーナイト回数が同数の場合は、申請が早い順を優先する。なお、申請が早い順は、2-4 と同じ扱いとする。

以上